

第27回 原子力災害対策本部 議事録

1. 日時

2012年11月30日（金） 9：07～9：29

2. 場所

官邸2階小ホール

3. 出席者

本部長：野田佳彦内閣総理大臣

副本部長：藤村修内閣官房長官、枝野幸男経済産業大臣・原子力経済被害担当・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構）、長浜博行環境大臣・原発事故の収束及び再発防止担当・内閣府特命担当大臣（原子力防災）、田中俊一原子力規制委員長

本部員：岡田克也副総理・行政改革担当・社会保障・税一体改革担当・公務員制度改革担当・内閣府特命担当大臣（行政刷新）、樽床伸二総務大臣・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、地域主権推進）・地域活性化担当、滝実法務大臣、玄葉光一郎外務大臣、城島光力財務大臣、田中眞紀子文部科学大臣、三井辨雄厚生労働大臣、郡司彰農林水産大臣、森本敏防衛大臣、平野達男復興大臣・東日本大震災総括担当、小平忠正国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、中塚一宏内閣府特命担当大臣（金融「新しい公共」少子化対策、男女共同参画）、前原誠司国家戦略担当・海洋政策担当・内閣府特命担当大臣（経済財政政策、科学技術政策、原子力行政、宇宙政策）、下地幹郎郵政民営化担当・内閣府特命担当大臣（防災）、米村敏朗内閣危機管理監

その他：齋藤勁内閣官房副長官、芝博一内閣官房副長官、竹歳誠内閣官房副長官、山本内閣法制局長官

4. 配布資料

資料1：原子力災害対策本部の構成員について

資料2：大熊町における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて（案）

資料3：福島復興の課題と今後の進め方について

資料4 : 除染及び特定廃棄物処理に関する最近の取組・体制整備の状況について

資料5 : 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設の指定等について

5. 議事録

○藤村内閣官房長官 ただいまから第27回の原子力災害対策本部会議を開催いたします。議事に入ります。

議題1は「原子力災害対策本部の構成員について」であります。私から御説明します。

原子力規制委員会設置法におきまして、原子力災害対策特別措置法が改正をされました。原子力災害対策本部の副本部長として、内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長が追加されること等とされました。これを踏まえまして、本年11月2日の閣議において、平成23年3月11日に閣議決定された「平成23年福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について」が改正されたところであります。

同閣議決定に基づいて、原子力災害対策本部副本部長として、内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長を追加して、原子力安全委員会委員長に係る規定を削除いたしました。

議題2に移ります。

議題2は「大熊町における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて」の案であります。これは今日決定をいただく案でございますが、枝野大臣から御説明をお願いいたします。

○枝野経済産業大臣 大熊町の区域見直し案について、本文は資料2にお示しをしております。要点だけ、説明いたします。

今回の区域見直し案は、中屋敷行政区を避難指示解除準備区域、大川原行政区を居住制限区域、それ以外、すなわち、町の人口の96%を占める部分を帰還困難区域に設定するという内容であります。この提案に至るまでは、大熊町民の皆さんと8回にわたる住民説明会で議論をさせていただき、また、町の復興計画と十分にすり合わせた上で提案をさせていただきました。区域の見直しは、早期復興のための第一歩であります。これを機に、大熊町の復興に向けた取組が一層加速することを期待しておりますので、本部員の皆様にもよろしく御了解をお願いいたします。

以上です。

○藤村内閣官房長官 ただいまの枝野経産大臣からの御説明のとおり、この案を進めてい

くということによろしいでしょうか。本件に関し、特段の御意見があればお伺いをしたいと存じますが、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○藤村内閣官房長官 それでは、ありがとうございます。「大熊町における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて」は、本案のとおり決定をいたします。

次に、議題3であります。

議題3は「福島復興の課題と今後の進め方について」であります。平野復興担当大臣から説明をお願いいたします。

○平野復興担当大臣 資料3を見ていただきたいと思います。かいつまんでお話をさせていただきます。

区域見直しにつきましては、6市町村について完了して、残りの5町村の区域見直しについても、自治体と十分な意見交換を行った上で一日も早く実現していくことが必要であります。

その一方で、将来、帰還するつもりがないという意向を持った住民が増えてきているのも事実であります。住民意向調査などでも、「帰還しない」との回答も多数見られ、また、避難住民の方々と懇談をした際にも、「帰還の意思はない」、「国が宣言してほしい」といった厳しい御意見もいただいております。大熊町などでは46%の方が、今、現段階では帰還をしないという、そういう決断をしているという方も、という調査結果も出ています。

それから、長期の避難により家屋の劣化が進行することも指摘しなければなりません。もとの暮らしを営むためには、居住環境そのものの回復も重要であります。例えば、帰還する方の家屋だけをもとに戻しても、コミュニティは成立しない。新たなまちづくりを行うなど、抜本的な検討が必要であります。当然、その間の土地や建物の維持管理も考えていかなければなりません。

こうした問題提起の対応として、まず、避難が長期化せざるを得ない地域の特定が必要であると考えます。3の(1)に示す要件に合致する地域を、避難が長期化せざるを得ない区域として特定してはどうかということでもあります。

1、放射線が高い区域が多いこと。2、東京電力福島第一原発に近接していること。3、インフラ等の復旧に長時間を要すること。4、帰還する住民の数が限定的であると見込まれること。その上で、3(2)に示したとおり、特定した区域について、除染やインフラ復旧の取組方針を含めた、中長期かつ広域的な観点から復興の将来像を提示することが必

要であると考えます。双葉郡や周辺地域も含め、将来どのようになっていくのか、事故の結果、経済活動がどのように転換していくのかなど、時間は少しかかるとは思いますが、想像力を働かせて考えていく必要があります。

これらの検討に当たりましては、今後、県や関係市町村との意見交換を密にしながら、また、住民意向調査を継続的に実施するなどして、随時把握した細心の状況を踏まえつつ、検討を進めていきたいと考えています。関係省庁との連携も欠かせないことは既に御承知のとおりであり、引き続き御協力をお願いいたします。

以上であります。

○藤村内閣官房長官 ただいまの平野大臣からの御説明のこの今後の進め方について、このような方針で進めていくということを進めたいとは存じますが、特段に御意見があればお伺いをしたいと思います。

どうぞ、経産大臣。

○枝野経済産業大臣 あえて言わずもがなかかもしれませんが、今の点については全く同感でございますが、同時に早期の帰還を目指す市町村の取組、これも最大限支援をしていくこと、帰れるところに帰るという実績を重ねていくことで、帰らないという方の数が減るという傾向はあり得ると思いますので、こちらについても、ぜひ、お互い協力して進めていきたいと思っております。

以上です。

○藤村内閣官房長官 その他、ございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○藤村内閣官房長官 それでは、「福島復興の課題と今後の進め方について」は、平野大臣の説明のとおりに進めていくということといたします。

次に、議題4であります。4は「除染及び特定廃棄物処理に関する最近の取組・体制整備の状況について」であります。長浜大臣から説明をお願いいたします。

○長浜環境大臣 資料4を用意しました。除染及び特定廃棄物処理に関する最近の取組や今後に向けた体制整備の状況のことでございます。

2ページをごらんいただきますと、2ページ目と3ページ目に野田総理の指示を踏まえて、10月23日に取りまとめた除染推進パッケージの実施状況をまとめております。

まず、先月30日には、ガイドラインと補助金についてのQ&Aを改訂をし、除染に関するハンドブック・読本の配付を開始し、概算払いについて11月から受付開始したこと等を

発表いたしました。

3 ページですが、11月5日には、当面の緊急的措置として、環境省職員11名を福島環境再生事務所に派遣し、除染人材の広域的確保のため、ハローワークとの連携強化を発表いたしましたところでございます。翌11月6日には、官房長官を議長とする「除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合」を開催いただき、関係府省に対して、連携強化や体制整備について御指示を頂戴いたしました。さらに、健康管理に関するリスクコミュニケーションの強化、関係府省の連携、除染の効果や進捗状況の情報提供といった取組を進めているほか、今般新たに現場の実情に応じて機動的な判断が可能となるための一環として、除染に伴う子どもの生活環境改善のための措置について、対象事業を拡大するよう、事務方に指示をしたところでございます。

4 ページと5 ページ目は、特定廃棄物の処理に向けた取組状況でございます。1 キログラム当たり8000ベクレルを超える指定廃棄物については、5 ページの表の右下にあるとおり、最新の指定状況は合計で約8万8,000トンとなっており、その処理を早急に進めていく必要がございます。今後、最終処分場の必要性や安全性等について丁寧に説明をし、御理解をいただきたいと考えております。

4 ページ右側の対策地域内廃棄物については、仮置場や仮設焼却炉などの設置場所を自治体と調整中であり、順次工事を進めているところでございます。また、避難指示区域の見直しに伴い、帰還される住民が排出する家の片づけごみ等の処理についても、早急な対応が必要となっております。

6 ページ目に、中間貯蔵施設の設置に向けた取組の状況をまとめております。仮置場の本格搬入開始から、3年程度を目途としての施設の供用を開始するよう、政府として最大限の努力を行うこととしております。8月に福島県及び双葉8町村に対して現地調査をさせていただきたい旨説明し、以降、個別に説明を重ねてまいりましたが、この28日に福島県知事から調査受け入れの表明がありました。受け入れ表明と同時にいただいた知事の申し入れも踏まえて、しっかりと調査を実施していく所存でございます。

7 ページ目に、体制整備の状況をまとめております。中間貯蔵施設の設置に向けた取組や、対策地域内の生活ごみ、その他の廃棄物処理、指定廃棄物の最終処分場の設置に向けた取組等に対応した体制の拡充を図るべく、現在、定員要求中でございます。全体の大幅純減という枠の中で対応するしかないという、こういう状況の中においては、それでは十分な体制が確保できませんので、特段の御配慮をお願い申し上げます。

関係省庁におかれましては、これまでも種々御努力をいただいておりますけれども、除染と特定廃棄物処理のさらなる推進のため、体制強化に向けた取組を含め、引き続き幅広く御協力賜りたく、ここで改めてよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○藤村内閣官房長官 以上の長浜大臣からの説明、報告等につきまして、これで進めたいとは存じますが、特段の御意見があればお願いを申し上げます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○藤村内閣官房長官 それでは、このように進めてまいります。

次に、議題5であります、「東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設への指定等」ということでもあります。これは、田中委員長からの説明をお願いいたします。

○田中原子力規制委員長 御説明申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所については、原子力災害が発生し、普通の原発とは全く異なる状態にあります。今般改正された原子炉等規制法では、特定原子力施設という新しい規制区分が導入されました。東電福島第一原発の施設の状況に応じた安全管理を講じさせるようになっております。これを受けて、原子力規制委員会において、これまで4回の議論を重ね、速やかな燃料の取り出し完了、施設全体のリスクの低減及び最適なリスク低減化を図り、敷地内外の安全を図るため、必要な措置を迅速かつ効率的に講じるよう、去る11月7日、東電福島第一原発を特定原子力施設に指定しました。

この施設の指定に当たりましては、地元福島県を初め、関係自治体からも御意見を伺った上で、安全を確保する上での要求事項として、「措置を講ずべき事項」をまとめております。その中で、個別の安全対策に加え、全体工程を明確にし、敷地外への広域的な環境影響も含めたリスク評価を行い、それに基づいて、リスク低減化を講じ、敷地内外の安全の確保を求めています。加えて、対策やリスク評価の内容を、地元住民や地元自治体を初め、広く一般に説明、広報、情報公開を行い、その理解促進に努めることを求めています。

今後、「措置を講ずべき事項」を踏まえた実施計画が、来週12月7日までに東京電力から提出される予定であります。規制委員会としては、外部の有識者を含めた監視・評価検討委員会を設置し、厳格に評価を行ってまいります。

なお、この東京電力福島第一原発の廃炉作業は、世代を超えて行われるべき事柄でございます。このことを踏まえて、知見と経験を継承しながら、しっかりと監視・評価してい

ける体制を構築することとしております。

以上です。

○藤村内閣官房長官 ただいま、規制委員会、田中委員長から説明いただきましたとおりであります。本件に関しましての特段の御意見があればお伺いをいたします。どうぞ。

復興大臣。

○平野復興担当大臣 東京電力福島第一を特定原子力施設として指定されたというのは、よかったですと思います。実態をよく、より表すという意味でもいいかと思います。

この地域は、何回も申し上げましたけども、このプラントは、この区域は、高濃度放射性廃棄物の処理場で、管理施設でありますし、廃炉といっても全く別の廃炉をやるということになります。一方で、このプラントの周辺の住民からは、さまざまな不安の声が寄せられています。大熊町の住民意向調査でも、帰還しない理由として、「プラントが不安定である。不安である」というふうに回答している人が7割ございました。こういった住民に対しまして、丁寧にこのプラントの状況を説明していくことが大事だというふうに思っています。

規制委員会及び規制庁長官におかれましては、こうした問題意識を共有していただきまして、11月12日付で当方から要請しておりますけども、周辺地域に係る評価等の実施に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○藤村内閣官房長官 文科大臣。

○田中文部科学大臣 前回も同様のことを申し上げたと思いますけれども、その福島原発が特定の原子力施設になったということは大変歓迎すべきものでありますけれども、やっぱり期間がかかるわけで、廃炉まで30年かかりますし、燃料デブリにしろ、止水、廃炉に至るまでのプロセス、この状況を、ぜひ、住民だけではなくて、こちらにお願いすることですけれども、国民もそうですし、海外も、どういうふうなプロセスで進んでいくのか、どのぐらい期間がかかるのかということに大変大きな関心を持っています。したがって、要望ですけれども、そのプロセスをできるだけ正確に情報公開をしていただければありがたいというふうに考えます。

以上です。

○田中原子力規制委員長 はい、承知しました。

○藤村内閣官房長官 規制委員長、何か御発言その他ございますか。

○田中原子力規制委員長 原子力規制委員会としましては、今回の特定原子力施設の指定というのが第一歩でありまして、先ほど申し上げましたとおり、今後引き続き、この長期間にわたるフォローをきちっとできるようにしていきたいと思っています。今、御指摘のように、枝野大臣からもございました、地元住民に対しての不安をできるだけ軽減するような方策、それから、海外に対しても、随時そういった発信をしてまいりたいと思っています。

それにつきまして、安全の確保は私たちだけの問題ではなくて、特に東京電力を所管します各関係省庁の御指導というのが大変重要だと思います。それを、そういったことと協力をさせていただきながら、ぜひ、安全の確保に努めてまいりたいと思いますので、積極的な対応を関係省庁にもお願い申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○藤村内閣官房長官 環境大臣。

○長浜環境大臣 今のお話にも関係しますが、特定原子力施設の指定を受けた東京電力福島第一原子力発電所の安全確保に係る取組については、政府・東京電力中長期対策会議において、原子力規制委員会からオブザーバー参加を得ており、引き続きしっかり進捗管理し、地域住民を初め、国民の皆様へ情報を提供してまいります。

○藤村内閣官房長官 外務大臣。

○玄葉外務大臣 一番心配しているのは、人の確保です。ですから、盛んに地元で言われていますので、もちろん原子力政策全般に関わる部分もありますけど、しかし、何次下請かで請け負っている人たちの状況とかについても、みんな関心を持っているし、きちっと確保されるのかということについて心配しております。その点については、よく考えていただきたいと思っています。

○下地国務大臣 いいですか。

○藤村内閣官房長官 どうぞ、防災大臣。

○下地国務大臣 田中委員長にもお話ししましたが、30km圏内は規制委員会の防災、30km圏外は内閣防災と分かれておりますけど、このあり方が本当にずっと正しいのかどうか。この安全性を住民にしっかりとアピールするという意味では、防災計画をきちんとつくっていかなくちゃいけないとなってくると、私は、規制委員会の30km圏内と内閣防災の外で、分けて防災計画をつくるんじゃなくて、一緒になってつくるというやり方がいいんじゃないかと思っていますから、そのことも将来を見越して考えておく必要があるんじゃないかと思っています。

○藤村内閣官房長官 その他、御意見ございますか。

規制委員長は、最後、何か御発言ございましょうか。

○田中原子力規制委員長 特にございませんけれども、地域の原子力防災計画は大変大事なことでありますので、今いただきました御意見も踏まえて、きちっと地元とよく話し合っ
て、具体的な計画としてできるように、私どもとしても全力を尽くしてまいりたいと思
います。

○藤村内閣官房長官 よろしゅうございますか。

それでは、この今日の議事の（１）から（５）、全般を通じて、何かこの際、御発言、
御意見がございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

（「なし」と声あり）

○藤村内閣官房長官 それでは、全般の御意見はございませんでした。

貴重な御意見、大変ありがとうございました。引き続き関係閣僚の御協力をよろしくお
願いをいたします。

最後に野田総理大臣からの御発言を願いますが、プレスが入りますので、少々お待ちく
ださい。

（プレス入室）

○藤村内閣官房長官 それでは、野田内閣総理大臣から御発言をお願いいたします。

○野田内閣総理大臣 これまで、福島再生なくして日本の再生なしという強い決意のも
と、事故原発の廃炉、除染、賠償、インフラの復旧、産業の再建などに取り組んでまいり
ました。本日、大熊町の警戒区域の解除が決定され、これで6市町村が区域見直しを終え
ました。帰還に向けた取組を進めている地域について、その取組を強力に支援をしていき
たいと思います。

また、除染推進パッケージの着実な実施や中間貯蔵施設の設置、特定廃棄物の処理に向
けた取組等については、政府を挙げて取り組むべき課題であり、関係機関、団体も含め、
各省の人材を発掘し、体制整備に政府全体でしっかりと協力して取り組むよう指示をさせ
ていただきます。特に、中間貯蔵施設については、福島県内の除染の推進に不可欠であり
ます。これに関し、一昨日、福島県知事から、事前調査の受け入れ表明をいただきました。
今後、万全の調査を行うとともに、地元丁寧に説明し、設置について御理解を得られる
よう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

事故発生から1年8カ月が経過した現在においても、いまだ多くの住民が、長く、困難

な避難生活に耐えられておられます。衆議院選挙も控えておりますが、一瞬たりとも空白をつくることなく、福島の復興に全力で取り組んでいただきますようお願いいたします。
以上です。

○藤村内閣官房長官 プレス、退室願います。

(プレス退室)

○藤村内閣官房長官 最後、一言だけでありまして、以上をもって、「第27回原子力災害対策本部会議」を終了いたします。ありがとうございました。

以上